

令和 5 年 8 月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和 5 年 8 月 7 日  
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和5年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年8月7日（月）  
（開会）13時30分 （閉会）13時50分
2. 場 所 文化会館ミーティングホール
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲		○
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について  
議案第4号 武雄市非農地証明願について 3件

6. 議事内容 以降記載

---

《開 会》

---

事務局長 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、令和5年8月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

---

**《議事録署名人指名・報告事項》**

---

- 会 長** (農業情勢等の報告等については省略)  
ただいまから、令和5年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から議案第4号までの審議について、協議をお願いいたします。議事録署名人に、8番 田代 了三 委員、17番 坂口 友久 委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に事務局から報告事項をお願いします。
- 事務局** 5月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。
- 会 長** 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。  
(なし)
- 会 長** 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

**《議案第1号 農地法第3条 許可申請》**

---

- 会 長** では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が、4件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局** 議案第1号1番から4番について、説明をいたします。議案書1ページをお開きください。  
番号1番。権利の内容は所有権の移転、〇〇町の田1筆、面積2,731㎡です。「譲渡人は後継者もおらず、耕作する者もないため譲りたい。譲受人は譲渡の相談があったので、譲り受けて耕作をしたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。補足ですが譲受人は農機具等を持っていないということですがJAの正組合員に登録し作業は委託するとの事でした。  
続きまして申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆の190㎡。「譲渡は市外に住んでおり、後継者もないため譲りたい。譲受人は譲渡の相談があったので、譲り受けて耕作したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、無償のため発生しておりません。  
申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、田1筆207㎡です。「譲渡人は市外に住んでいるので、耕作・管理ができない。譲受人は親の代から耕作しているので譲り受けたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、無償のため発生しておりません。  
続きまして番号4番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は〇〇町にあります、田3筆畑2筆の面積6,096㎡です。「譲渡人は市外に居住しているため、維持管理ができない。譲受人は維持管理ができない姪に代わって、耕作したい。」ということで農地の価格は10a当たり〇〇円です。

以上1番から4番については、すべて3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

---

#### 《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

---

会 長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は使用貸借権設定になっております。土地につきましては、〇〇町の畑2筆の面積289㎡です。申請理由は、「現在借家住まいをしているが、子どもの小学校入学に伴い、生活利便性の良い親の土地を借受け、住宅を建築したい。」ということです。工事完了時期は令和6年3月31日となっています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の面積が998㎡です。申請

理由は、「申請地周辺が住宅地として極めて良い環境であるので、購入し造成の上、分譲地として販売したく申請に及びました。」ということで工事完了時期につきましては令和6年3月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積580㎡です。申請理由は、「来年子どもが小学校へ入学するので、サポートが受けやすい実家の隣の母名義の畑に新築したい。」ということです。工事完了時期につきましては令和6年1月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けて質疑に入りたいと思います。ありませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

---

### 《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》

---

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。別冊です。

事務局 失礼します。1ページをご覧ください。こちらに、令和5年度、第5号、利用権設定計画案を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

〇〇町、〇〇町、〇〇町はありませんでした。

〇〇町、田、新規、1件、1筆、2,751㎡。再設定、1件、5筆、6,872㎡。

〇〇町、田、新規、1件、8筆、6,412㎡。再設定、1件、1筆、894㎡。

〇〇町、田、新規、1件、1筆、2,760㎡。再設定、2件、3筆、4,391㎡。

〇〇町、なし

〇〇町、田、再設定、1件、1筆、409㎡。

〇〇町、田、再設定、1件、1筆、589㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定変更については8ページ、利用権の解除については、9ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》

---

会 長 次に議案第4号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをお開きください。

議案第4号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑2筆です。昭和43年に新築した際に、宅地への進入路として転用しており現在に至る。これは、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過したものに該当し、事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町にあります、田1筆12㎡で小島さんが自身の住宅敷地に石積みをするにあたり、元々の敷地の形状が悪かったため申請部分を相談され、平成5年に売買を行った。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号3番です。土地につきましては、〇〇町にあります、田1筆、畑5筆で、昭和47年頃から農地としての活用はなく、現在は道路や宅地、山林となっている。これは、自然的荒廃土地であり、かつ耕作できなくなっから10年以上経過したもの、更に人為的に無断転用された土地であり、かつその転用行為が20年以上経過し、事務処理要領の該当事項4号及び5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第4号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 武雄市非農地証明3件について原案どおり証明することに決しました。

---

《 閉 会 》

---

会 長 それでは以上をもちまして、令和5年8月の農業委員会総会を終わります。